

# つくば市の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

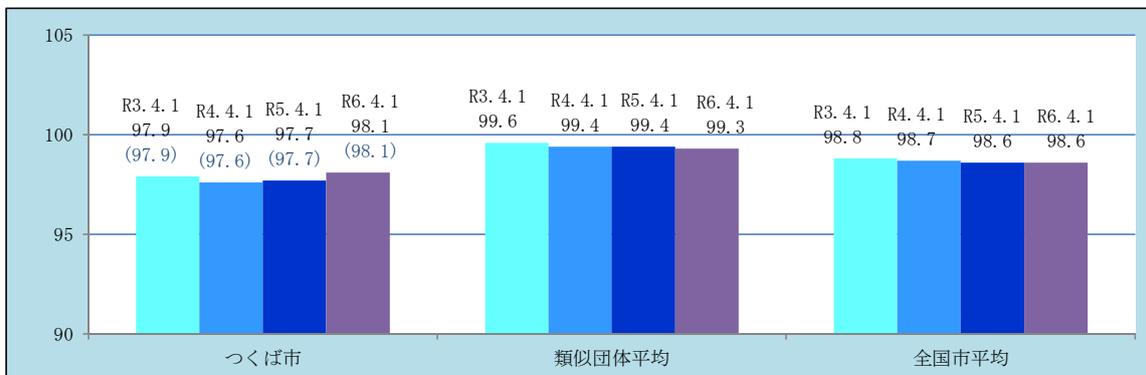
区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 令和4年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和5年度	255,253	112,592,793	4,085,827	19,670,912	17.5	16.7

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 (A)	給与費				(参考) 1人当たり 給与費 (B/A)	(参考) 類似団体平均1人当 り給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和5年度	1,917	6,383,479	2,298,228	2,990,037	11,671,744	6,089	6,440

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。  
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)  
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

**(4) 給与改定の状況**

① 月例給 ※つくば市は人事委員会を設置していないため記載なし

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 (A)	公務員給与 (B)	較差 (A-B)	勧告 (改定率)		
令和6年度	円	円	円	%	%	%
	-	-	-	-	-	2.76

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパ  
イレス比較した平均給与月額である。

② 特別給(期末・勤勉手当) ※つくば市は人事委員会を設置していないため記載なし

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合 (A)	公務員の支給月数 (B)	較差 (A-B)	勧告 (改定月数)		
令和6年度	月	月	月	月	月	月
	-	-	-	-	-	4.6

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の  
支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

**(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について**

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手  
当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[ 実施 —未実施— ]

(給料表の改定実施時期)	平成27年4月1日
(内容)	一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ 激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合)	国基準16%に対し、つくば市においても16%を支給																																																					
(実施時期)	平成29年4月1日より段階的に支給割合を引き上げることとし、 平成29年度は14%、平成30年度は15%、令和元年度以降は16%を支給																																																					
(参考)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3"></th> <th colspan="12">各年度の支給割合</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">平成 26年 度</th> <th colspan="2">平成27年度</th> <th rowspan="2">平成 28年 度</th> <th rowspan="2">平成 29年 度</th> <th rowspan="2">平成 30年 度</th> <th rowspan="2">令和 元年度</th> <th rowspan="2">令和 2年度</th> <th rowspan="2">令和 3年度</th> <th rowspan="2">令和 4年度</th> <th rowspan="2">令和 5年度</th> <th rowspan="2">令和 6年度</th> </tr> <tr> <th>4月1日 時点</th> <th>遡及 改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国基準による 支給割合</td> <td>12%</td> <td>13%</td> <td>15%</td> <td>16%</td> <td>16%</td> <td>16%</td> <td>16%</td> <td>16%</td> <td>16%</td> <td>16%</td> <td>16%</td> <td>16%</td> </tr> <tr> <td>つくば市の 支給割合</td> <td>10%</td> <td>12%</td> <td>12%</td> <td>12.5%</td> <td>14%</td> <td>15%</td> <td>16%</td> <td>16%</td> <td>16%</td> <td>16%</td> <td>16%</td> <td>16%</td> </tr> </tbody> </table>		各年度の支給割合												平成 26年 度	平成27年度		平成 28年 度	平成 29年 度	平成 30年 度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	4月1日 時点	遡及 改定後	国基準による 支給割合	12%	13%	15%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	つくば市の 支給割合	10%	12%	12%	12.5%	14%	15%	16%	16%	16%	16%	16%	16%
	各年度の支給割合																																																					
	平成 26年 度		平成27年度		平成 28年 度	平成 29年 度	平成 30年 度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度																																									
		4月1日 時点	遡及 改定後																																																			
国基準による 支給割合	12%	13%	15%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%																																										
つくば市の 支給割合	10%	12%	12%	12.5%	14%	15%	16%	16%	16%	16%	16%	16%																																										

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)
--

(6) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
つくば市	42.8 歳	307,683 円	424,159 円	396,455 円
茨城県	41.8 歳	322,099 円	411,152 円	343,961 円
国	42.1 歳	323,823 円	— 円	405,378 円
類似団体	42.1 歳	321,300 円	414,930 円	371,283 円

② 技能労務職

区分	公務員					民間		参 考 (A/B)	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢		平均給与月額 (B)
つくば市	55.8 歳	24 人	278,179 円	343,680 円	339,995 円				
うち調理員	52.9 歳	9 人	305,267 円	375,518 円	375,518 円	飲食物調理 従事者	48.0 歳	245,000 円	1.53
うち用務員	61.5 歳	2 人	215,050 円	255,508 円	255,508 円	用務員	49.1 歳	244,800 円	1.04
うち自動車 運転手	60.6 歳	1 人	225,100 円	284,147 円	277,856 円	乗用自動車 運転者	62.3 歳	227,300 円	1.25
茨城県	57.8 歳	133 人	300,466 円	344,947 円	307,162 円				
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	—	330,553 円				
類似団体	51.8 歳	109 人	321,861 円	385,283 円	359,440 円				

区分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	(C/D)
つくば市	5,625,610 円		
うち調理員	6,136,179 円	3,216,200 円	1.91
うち用務員	4,224,492 円	3,297,300 円	1.28
うち自動車 運転手	5,183,328 円	3,049,800 円	1.70

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和3年～令和5年の3か年平均）。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 教育職（幼稚園）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
つくば市	41.4 歳	299,241 円	376,313 円
茨城県	41.8 歳	350,722 円	406,468 円
類似団体	40.4 歳	319,600 円	381,973 円

④ 消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
つくば市	39.5 歳	321,554 円	451,238 円	413,607 円
類似団体	39.6 歳	320,266 円	422,855 円	375,937 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区分		つくば市	茨城県	国
一般行政職	大学卒	196,200円	202,400円	196,200円
	高校卒	166,600円	170,900円	166,600円
技能労務職	高校卒	164,000円	169,000円	-円
	中学卒	155,300円	159,500円	-円
消防職	大学卒	224,600円	-円	-円
	高校卒	188,100円	-円	-円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和6年4月1日現在）

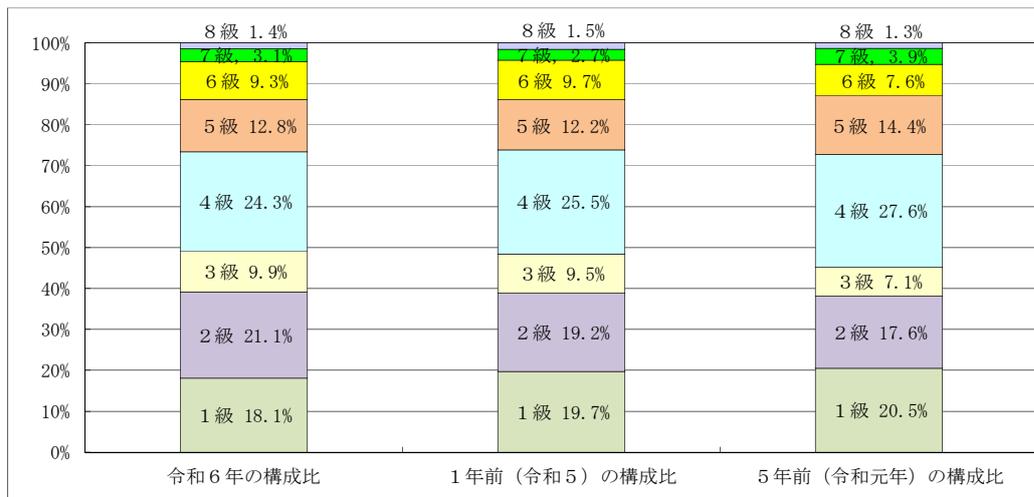
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	258,290円	334,300円	380,260円	400,800円
	高校卒	-円	-円	-円	376,025円
技能労務職	高校卒	-円	-円	-円	315,125円
	中学卒	-円	-円	-円	-円
消防職	大学卒	281,225円	365,500円	-円	408,220円
	高校卒	-円	-円	-円	388,040円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

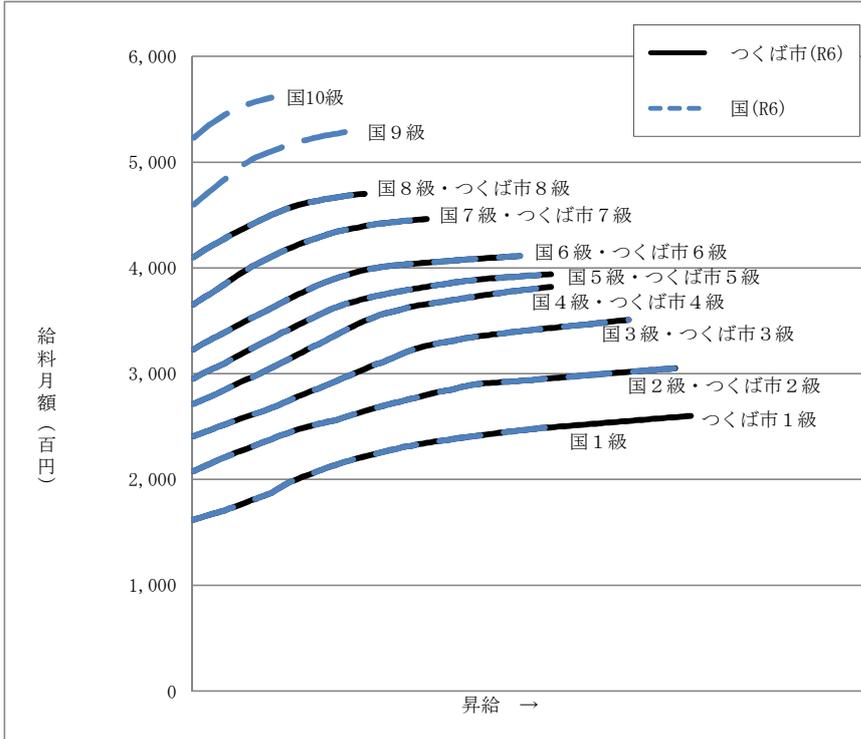
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
1級	主事の職務、技師の職務	176人	18.1%	162,100円	260,200円
2級	主任の職務、主任技師の職務	206人	21.1%	208,000円	305,200円
3級	主査の職務	96人	9.9%	240,900円	351,000円
4級	係長の職務、主任主査の職務	236人	24.3%	271,600円	382,000円
5級	課長補佐の職務、企画監の職務、参事補の職務	125人	12.8%	295,400円	394,000円
6級	課長の職務、参事の職務	91人	9.3%	323,100円	411,300円
7級	次長の職務、主任参事の職務	30人	3.1%	365,500円	446,200円
8級	部長の職務、主幹の職務	14人	1.4%	410,300円	470,000円

(注) 1 つくば市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（つくば市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
① 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

つくば市	茨城県	国
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,602 千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,832 千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤労手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（つくば市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
㊦ 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
㊧ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

つくば市			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 職員区分に応じて定める調整月額の高いものから60月分を加算			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）		
1人当たり平均支給額 5,458 千円 20,790 千円					

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		1,195,809 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		600,004 円
支給対象地域	支給割合(令和6年度)	支給対象職員数
つくば市内全域	16.0 %	1,993 人
		国の制度（支給割合）
		16.0 %

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）	31,295 千円
職員1人当たりの平均支給年額（令和5年度決算）	87,173 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）	18.0 %
手当の種類（手当数）	14

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価
社会福祉業務手当	一般職員	社会福祉業務	913 千円	1日につき275円
行旅死病人等取扱手当	一般職員	行旅病人、行旅死亡人又は変死人の取扱作業	0 千円	(1) 行旅病人の救護作業 1日につき500円、 (2) 行旅死亡人又は変死人の処理作業 1日につき3,000円
滞納整理手当	一般職員	市税の滞納整理	161 千円	1日につき300円
理学療法士業務手当	理学療法士	理学療法の業務	47 千円	1日につき500円
作業療法士業務手当	作業療法士	作業療法の業務	118 千円	1日につき500円
建築主事業務手当	建築主事	建築主事が行うこととされている業務	158 千円	1日につき350円
廃棄物処分業務手当	一般職員	廃棄物処分業務に直接従事	1,284 千円	1日につき500円
機関整備等業務手当	消防職員	消防自動車又は救急自動車の機関整備又は運転	1,970 千円	1当務につき200円
災害業務手当	消防職員	水害、火災その他の災害の現場に出場し、災害による被害を軽減する業務	1,301 千円	(1) 強い毒性を有する物質の処理作業、救助活動その他の業務 1回につき2,600円 (2) (1)以外 1回につき200円
はしご車消火作業手当	消防職員	はしご車10メートル以上のはしごの上での消火作業	1 千円	1回につき150円
夜間消防業務手当	消防職員	深夜の消防業務	12,943 千円	1回につき450円
救助活動手当	消防職員	救助活動	44 千円	1当務につき150円

救急業務手当	消防職員	救急業務又はこれに伴う消毒業務	7,619 千円	(1) 一類感染症等の患者又はそれらの疑いのある者を搬送するため、感染防護措置を講じて業務に従事したとき 1 回につき500円 (2) (1)に掲げる業務に従事した消防職員、又は使用した車両、器具等に対する消毒業務に従事したとき 1 回につき300円 (3) (1)に掲げる業務以外の救急業務に従事したとき 1回につき150円
救急救命士業務手当	救急救命士の資格を持つ消防職員	救急救命処置	4,736 千円	1 日につき350円
新型コロナウイルス感染症防疫業務手当 ※令和5年6月30日 廃止	一般職員	新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務	0 千円	(1) 新型コロナウイルス感染症の患者に接することのない業務その他市長がこれに準ずると認める業務に従事したとき 1 日につき500円 (2) 新型コロナウイルス感染症の患者に接して行う業務その他市長がこれに準ずると認める業務に従事したとき 1 日につき3,000円 (3) 新型コロナウイルス感染症の患者の身体に接触して、又は新型コロナウイルス感染症の患者に長時間にわたり接して行う業務その他市長がこれに準ずると認める業務に従事したとき 1 日につき4,000円

#### (5) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	372,674 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	240 千円
支給実績（令和4年度決算）	397,027 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	262 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

#### (6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子（満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間）10,000円 父母等 6,500円 特定期間（満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間）にある子1人につき5,000円を加算	異なる	支給対象	149,498 千円	221,478 円
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、現に当該住宅に居住し、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員 《支給額》 ・家賃月額が27,000円以下の場合 家賃月額－16,000円 ・家賃月額が27,000円を超え、61,000円未満の場合 (家賃月額－27,000円)÷2 +11,000円 ・家賃月額が61,000円を超える場合 28,000円（最高限度額）	同じ		140,073 千円	282,405 円

管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 役職に応じて一定額（40,000円～ 95,000円）を支給	同じ		251,856 千円	609,820 円
宿日直手当	1 勤務時間が5時間未満の場合 2,950円 2 勤務時間が5時間以上の場合 年末年始 6,900円 週休日・休日 5,900円 勤務時間が5時間以上の宿直勤務につ いては、以上の支給額のほか、その勤務 1回につき1,400円を加給。	異なる	支給額	868 千円	6,066 円
通勤手当	1 交通機関利用者 《支給要件》 通勤のために交通機関等を利用し、 運賃等を負担することを常例とする 職員で徒歩により通勤するものとし た場合の通勤距離が片道2km以上で あること。 《支給額》 運賃相当額が55,000円以下につい ては運賃相当額 2 自動車等の使用者 《支給要件》 通勤のために自動車等の使用を常 例とする職員で徒歩により通勤する ものとした場合の通勤距離が片道2 km以上であること。 《支給額》 距離区分に応じ 4,300円から 31,800円まで	異なる	支給額	213,358 千円	114,095 円
単身赴任手当	勤務する公署が変わる異動又は在勤 する公署の移転に伴い転居し、やむを 得ない事情により、同居していた配偶 者と別居し単身で生活することを常況 とする職員に支給 《支給要件》 通勤距離が60km以上であること。 または、60km未満であって通勤方法 等の状況から通勤距離60km以上相当 程度に通勤が困難であること。 《支給額》 30,000円（職員の住居と配偶者の 住居の距離が100km以上である場合、 距離に応じて8,000円～70,000円 の間で加算する。）	同じ		0 千円	0 円
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始の 休日等において正規の勤務時間中に勤 務することを命ぜられた職員に支給 《支給額》 (勤務1時間当たりの給与額) × 135/100 × (休日の正規の勤務時間 中の勤務時間数)	同じ		99,155 千円	420,150 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から 翌日の午前5時までの間に勤務した職 員に支給 《支給額》 (勤務1時間当たりの給与額) × 25/100 × (夜間勤務時間数)	同じ		22,093 千円	89,085 円

管理職員 特別勤務手当	<p>管理職員が臨時又は緊急の必要等により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（以下、「週休日等」）に勤務した場合、又は管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間で正規の勤務時間外の時間に勤務した場合に支給</p> <p>《支給額》          週休日等：職員の職に応じ1回当たり4,000～12,000円          週休日等以外：職員の職に応じ1回当たり2,000～6,000円          6時間を超える勤務の場合は、支給額に150/100を乗じた額</p>	異なる	支給額	425 千円	12,879 円
----------------	--	-----	-----	--------	----------

## 5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区分		給料月額等	
給料	市長	927,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,137,000 円 / 728,000 円
	副市長①	( ) 円 762,000 円	925,000 円 / 658,300 円
	副市長②	( ) 円 762,000 円	925,000 円 / 658,300 円
報酬	議長	698,000 円	758,000 円 / 531,000 円
	副議長	( ) 円 626,000 円	708,000 円 / 466,000 円
	議員	( ) 円 584,000 円	664,000 円 / 439,000 円
期末手当	市長 副市長	(令和5年度支給割合) 3.40 月分	役職加算 15 %
	議長 副議長 議員	(令和5年度支給割合) 3.40 月分	役職加算 15 %
退職手当	市長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副市長①	927,000円×在職年数×5.5	20,394,000 退職時
	副市長②	762,000円×在職年数×3.1	9,448,800 退職時
	備考	762,000円×在職年数×3.1	9,448,800 退職時

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

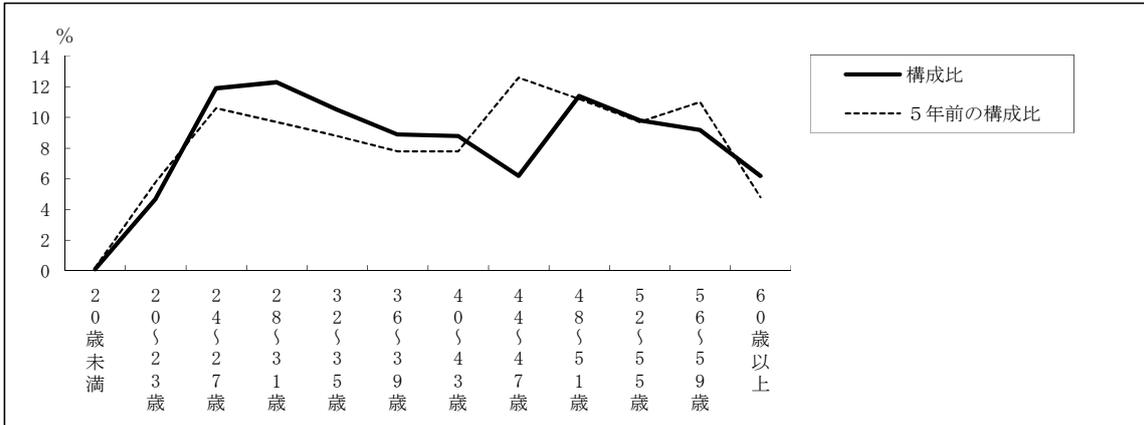
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和5年	令和6年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	11	13	2 業務増
		総務	435	440	5 業務増
		税務	68	68	0
		民生	496	521	25 業務の統廃合、効率化
		衛生	101	72	△ 29 組織改正により、一部業務を民生部門へ移管
		労働	2	2	0
		農林水産	42	43	1 業務増
		商工	49	57	8 業務増
		土木	124	129	5 業務増
	計	1,328	1,345	17	<参考> 人口1万当たり職員数 52.03 人 (類似団体人口1万当たりの職員数 47.35 人)
教育部門	249	252	3 業務増		
消防部門	340	347	7 業務増		
小計	1,917	1,944	27	<参考> 人口1万当たり職員数 75.10 人 (類似団体人口1万当たりの職員数 65.58 人)	

公営企業等 会計部門	病院	0	0	0	
	水道	32	33	1	業務増
	下水道	27	29	2	業務増
	その他	50	52	2	業務増
	小計	109	114	5	
合計	2,026	2,058	32	<参考> (人口1万当たり職員数 80.63 人)	
		[ 2,299 ]	[ 2,299 ]	[ 0 ]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

## (2) 年齢別職員構成の状況 (令和6年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	96人	245人	253人	217人	183人	182人	128人	234人	202人	189人	127人	2,058人

## (3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	区分	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		1,274	1,263	1,269	1,297	1,328	1,345	71 (105.6%)
教育		215	234	233	245	249	252	37 (117.2%)
消防		330	332	334	339	340	347	17 (105.2%)
普通会計		1,819	1,829	1,836	1,881	1,917	1,944	125 (106.9%)
公営企業等会計		107	107	101	106	109	114	7 (106.5%)
総合計		1,926	1,936	1,937	1,987	2,026	2,058	132 (106.9%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 (A)	純損益又は実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める職員給与費比率 (B/A)	(参考) 令和4年度の総費用に占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
令和5年度	4,947,943	819,450	198,923	4.0	4.1

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
令和5年度	33	105,536	42,715	50,672	198,923	6,028

(参考) 市町村平均 1人当たり給与費
千円 6,118

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数については、令和5年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))及び会計年度任用職員を含まない。  
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

特になし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
つくば市	41.6 歳	383,240 円	521,604 円
市町村平均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。  
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

つくば市（水道事業）	つくば市（団体平均）
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,660 千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,602 千円
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.38) 月分 (0.98) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.38) 月分 (0.98) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

つくば市（水道事業）			つくば市（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 職員区分に応じて定める調整月額の高いものから60月分を加算			その他の加算措置 職員区分に応じて定める調整月額の高いものから60月分を加算		
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円	1人当たり平均支給額	5,458 千円	20,790 千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。  
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		18,094 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		603,148 円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数 一般行政職の制度（支給割合）
つくば市内全域	16.0 %	30 人 16.0 %

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		0 千円		
職員1人当たりの平均支給年額（令和5年度決算）		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		0.0 %		
手当の種類（手当数）		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和5年度決算）	左記職員に対する支給単価
電気主任技術者手当	電気主任技術者	高圧又は特別高圧の電気が通電している機械器具の保守管理作業	0 千円	1日につき150円
有害毒物等取扱手当	配水場に勤務する職員	人体に有害なガスの発生を伴う業務 毒物、劇物又は特定毒物を用いて行う業務	0 千円	1回につき200円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	8,495 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	354 千円
支給実績（令和4年度決算）	9,265 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	343 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子（満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間）10,000円 父母等 6,500円 特定期間（満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間）にある子1人につき5,000円を加算	同じ		3,534 千円	235,624 円
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、現に当該住宅に居住し、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員 《支給額》 ・家賃月額が27,000円以下の場合 家賃月額－16,000円 ・家賃月額が27,000円を超え、61,000円未満の場合 (家賃月額－27,000円) ÷ 2 ＋11,000円 ・家賃月額が61,000円を超える場合 28,000円（最高限度額）	同じ		1,540 千円	385,000 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 役職に応じて一定額（40,000円～95,000円）を支給	同じ		4,020 千円	670,000 円
宿日直手当	1 勤務時間が5時間未満の場合 2,950円 2 勤務時間が5時間以上の場合 年末年始 6,900円 週休日・休日 5,900円 勤務時間が5時間以上の宿直勤務については、以上の支給額のほか、その勤務1回につき1,400円を加給。	同じ		0 千円	0 円
通勤手当	1 交通機関利用者 《支給要件》 通勤のために交通機関等を利用し、運賃等を負担することを常例とする職員で徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること。 《支給額》 運賃相当額が55,000円以下については運賃相当額 2 自動車等の使用者 《支給要件》 通勤のために自動車等の使用を常例とする職員で徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること。 《支給額》 距離区分に応じ 4,300円から31,800円まで	同じ		2,939 千円	101,347 円

単身赴任手当	勤務する公署が変わる異動又は在勤する公署の移転に伴い転居し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員に支給 《支給要件》 通勤距離が60km以上であること。 または、60km未満であって通勤方法等の状況から通勤距離60km以上相当程度に通勤が困難であること。 《支給額》 30,000円（職員の住居と配偶者の住居の距離が100km以上である場合、距離に応じて8,000円～70,000円の間で加算する。）	同じ		0千円	0円
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始の休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給 《支給額》 （勤務1時間当たりの給与額）× 135/100×（休日の正規の勤務時間中の勤務時間数）	同じ		0千円	0円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給 《支給額》 （勤務1時間当たりの給与額）× 25/100×（夜間勤務時間数）	同じ		0千円	0円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（以下、「週休日等」）に勤務した場合、又は管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間で正規の勤務時間外の時間に勤務した場合に支給 《支給額》 週休日等：職員の職に応じ1回当たり4,000～12,000円 週休日等以外：職員の職に応じ1回当たり2,000～6,000円 6時間を超える勤務の場合は、支給額に150/100を乗じた額	同じ		102千円	20,400円

## (2) 下水道事業

### ① 職員給与費の状況

#### ア 決算

区分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
令和5年度	10,146,831	424,660	205,202	2.0	1.9

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり 給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
令和5年度	34	102,552	51,218	51,432	205,202	6,035

(参考) 市町村平均 1人当たり給与費	千円
6,023	

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数については、令和5年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。  
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項  
特になし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
つくば市	37.3 歳	343,318 円	470,864 円
市町村平均	44.5 歳	334,536 円	501,579 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。  
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

つくば市（水道事業）	つくば市（団体平均）
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,531 千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,602 千円
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.38) 月分 (0.98) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.38) 月分 (0.98) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

つくば市（水道事業）			つくば市（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 職員区分に応じて定める調整月額の高いものから60月分を加算			その他の加算措置 職員区分に応じて定める調整月額の高いものから60月分を加算		
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円	1人当たり平均支給額	5,458 千円	20,790 千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。  
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		17,646 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		551,449 円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数 一般行政職の制度（支給割合）
つくば市内全域	16.0 %	32 人 16.0 %

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		0 千円		
職員1人当たりの平均支給年額（令和5年度決算）		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		0.0 %		
手当の種類（手当数）		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和5年度決算）	左記職員に対する支給単価
電気主任技術者手当	電気主任技術者	高圧又は特別高圧の電気が通電している機械器具の保守管理作業	0 千円	1日につき150円
有害毒物等取扱手当	配水場に勤務する職員	人体に有害なガスの発生を伴う業務 毒物、劇物又は特定毒物を用いて行う業務	0 千円	1回につき200円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	17,353 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	667 千円
支給実績（令和4年度決算）	18,299 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	762 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子（満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間）10,000円 父母等 6,500円 特定期間（満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間）にある子1人につき5,000円を加算	同じ		3,331 千円	237,918 円
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、現に当該住宅に居住し、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員 《支給額》 ・家賃月額が27,000円以下の場合 家賃月額－16,000円 ・家賃月額が27,000円を超え、61,000円未満の場合 (家賃月額－27,000円) ÷ 2 + 11,000円 ・家賃月額が61,000円を超える場合 28,000円（最高限度額）	同じ		1,982 千円	283,143 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 役職に応じて一定額（40,000円～95,000円）を支給	同じ		4,200 千円	700,000 円
宿日直手当	1 勤務時間が5時間未満の場合 2,950円 2 勤務時間が5時間以上の場合 年末年始 6,900円 週休日・休日 5,900円 勤務時間が5時間以上の宿直勤務については、以上の支給額のほか、その勤務1回につき1,400円を加給。	同じ		0 千円	0 円
通勤手当	1 交通機関利用者 《支給要件》 通勤のために交通機関等を利用し、運賃等を負担することを常例とする職員で徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること。 《支給額》 運賃相当額が55,000円以下については運賃相当額 2 自動車等の使用者 《支給要件》 通勤のために自動車等の使用を常例とする職員で徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること。 《支給額》 距離区分に応じ 4,300円から31,800円まで	同じ		3,061 千円	113,362 円

単身赴任手当	<p>勤務する公署が変わる異動又は在勤する公署の移転に伴い転居し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員に支給</p> <p>《支給要件》  通勤距離が60km以上であること。  または、60km未満であって通勤方法等の状況から通勤距離60km以上相当程度に通勤が困難であること。</p> <p>《支給額》  30,000円（職員の住居と配偶者の住居の距離が100km以上である場合、距離に応じて8,000円～70,000円の間で加算する。）</p>	同じ		0 千円	0 円
休日勤務手当	<p>祝日法による休日等及び年末年始の休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給</p> <p>《支給額》  （勤務1時間当たりの給与額）×  135/100×（休日の正規の勤務時間中の勤務時間数）</p>	同じ		0 千円	0 円
夜間勤務手当	<p>正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給</p> <p>《支給額》  （勤務1時間当たりの給与額）×  25/100×（夜間勤務時間数）</p>	同じ		0 千円	0 円
管理職員 特別勤務手当	<p>管理職員が臨時又は緊急の必要等により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（以下、「週休日等」）に勤務した場合、又は管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間で正規の勤務時間外の時間に勤務した場合に支給</p> <p>《支給額》  週休日等：職員の職に応じ1回当たり4,000～12,000円  週休日等以外：職員の職に応じ1回当たり2,000～6,000円  6時間を超える勤務の場合は、支給額に150/100を乗じた額</p>	同じ		21 千円	10,500 円